

林業労働災害防止対策強化事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、林業労働災害防止対策強化事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、その適正な執行を期するため、必要な事務処理について定めるものとする。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

(事業の目的)

第2条 林業は他産業と比べて労働災害の発生率が高く、林業に従事する者が安全に作業するための環境整備を進める必要がある。そのためこの事業では、県内における「林業労働死傷災害ゼロ」を目指すため、林業経営体の経営者等に対して労働安全対策についての指導、安全装備品又は安全衛生設備の導入支援を実施することにより、自ら労働安全対策を講じるよう推進し、林業労働災害の防止と林業に従事する者の労働安全の増進を図ることを目的とする。

(事業内容等)

第3条 事業実施主体、事業の内容、補助対象等は、別表1のとおりとする。

(事業の実施等)

第4条 補助金に係る事業実施計画承認申請、交付申請、請求、実績報告等の事務手続については、事業実施主体が所在する所管の広域本部長（ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあつては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあつては、上益城地域振興局長、県内全域を対象とする広域団体である事業実施主体にあつては、農林水産部長とする。以下、「本部長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

(事業実施計画承認申請)

第5条 要項第3条に定める事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

なお、別表1の事業区分2労働安全性向上対策支援事業の事業実施計画書の添付書類は次のとおりとする。

- (1) 林業労働災害防止計画書（別記第2号様式）
- (2) 見積書、又はホームページにおいて公表された情報を印刷した書面等価格の根拠となる資料
- (3) カタログ等仕様がわかるもの
- (4) その他必要な書類

（事業実施計画の承認）

第6条 要項第4条の規定に基づく事業実施計画の承認は、別記第3号様式により事業実施主体に通知するものとする。

（事業実施計画の変更）

第7条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

（事業実施変更計画の承認）

第8条 知事は、事業実施計画の変更を承認する場合は、別記第3号様式により事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付申請、変更申請）

第9条 事業実施主体は、計画書に基づき、規則第3条及び要項第6条第1項に定める補助金交付申請書を作成し、本部長等を経由して知事に提出するものとする。なお、要項第6条第2項第1号及び第8条第2項の事業（変更）計画書の様式は、別記第1号様式によるものとし、規則第3条第1項第3号に定める補助事業等の内容及び経費の配分については、別記第1号様式が兼ねるものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、要項第7条に定める様式により通知するものとする。

（補助金交付決定前着手）

第11条 要項第9条第1項の当該承認申請書の様式は、別記第4号様式によるものとし、交付決定前着手の承認は、別記第5号様式により事業実施主体に通知するものとする。

（事業の着手）

第12条 事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかに別記第6号様式による着手届を本部長等に提出するものとする。

(会計経理)

第13条 補助対象事業費の経理は、費目ごとに整理し、他の経理と区分して行うものとする。

なお、やむを得ず補助対象事業費をほかの事業費と一括して経理する必要がある場合に当たっても、補助対象事業費が明確にわかるように記載することとする。

(事業の完了)

第14条 事業実施主体は、事業が完了したときには、速やかに事業完了届（別記第7号様式（その1））を本部長等に提出するものとする。

なお、事業の一部が完了し、事業の全てが完了する前に使用を開始する必要がある場合は、一部完了届（別記第7号様式（その2））を本部長等に提出するものとする。

2 別表1の事業区分2労働安全性向上対策支援事業において、前項の事業完了届の添付書類は次のとおりとする。

- (1) 安全装備品及び安全衛生施設を導入した場合には、納品書の写し
- (2) 導入した安全装備品及び安全衛生施設の写真
- (3) 蜂アレルギー検査を実施した場合には、検査結果の写し
- (4) 提出時点での評価を記載した林業労働災害防止計画書（別記第2号様式）
- (5) その他必要とする書類

(県の確認検査)

第15条 本部長等は、前項の規定による完了届又は一部完了届の提出があった場合には、事業実施及び完了の適否について、次のとおり確認検査を行うものとする。確認検査調書の様式は、別記第8号様式によるものとする。

- (1) 契約関係（契約書・納品書・支払い明細書等）の確認
- (2) 導入した安全装備品及び安全衛生施設の確認
- (3) 林業労働災害防止計画書の評価内容及び状況書類確認

(事業実績の報告)

第16条 要項第13条第2項第1号の規定に基づく事業実績書は、別記第9号様式とする。

本部長等は、実績報告書の提出があった場合は、確認検査調書の写しを添付して、知事に提出するものとする。

(補助金の請求)

第17条 規則第16条及び要項第15条第2項の規定に基づき補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書に、請求金額内訳表（別記第10号様式）を添付して知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月21日から施行する。
- 2 林業労働災害防止プロジェクト事業実施要領（平成28年5月23日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月22日から施行する。

別表 1

事業区分	事業実施主体	事業の内容	実施内容	補助対象経費	補助率 又は補助金額
1 労働安全意識啓発事業	林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部	(1) 経営指導巡回指導	林業経営体の事業主に対して、労働安全衛生法を遵守し、適切に衛生管理を行っているのか、林業作業現場等の巡回と併せて指導を実施するための経費	賃金、謝金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料	10/10以内 (国費:1/2, 県費:1/2)
		(2) 各種労働安全研修の実施	林業作業者等に対する労働安全対策にかかる研修会や、林業経営体に対するリスクアセスメントの普及及び指導等を実施するための経費		
		(3) 振動障害予防対策	一人親方等に対し振動障害特殊健康診断の一次健診を実施するための経費		
2 労働安全向上対策支援事業	林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条に基づく知事の認定を受けた林業事業体 効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（育成経営体） 林業の事業を営む一人親方等の特別加入団体	(1) 安全装備品の導入	①蜂アレルギー検査（スズメバチ、アシナガバチ、ミツバチ）を受診するための経費	安全装備品導入費等	1/2以内 (上限:100千円/経営体)
			②医師の処方に基づき、アドレナリン自己注射器を購入するための経費（医師の診断等に係る経費を含む）		
			③チェーンソー防護ジャケット（日本工業規格T8125-6に適合する又は同等以上の性能を有するもの）を購入するための経費		
			④チェーンソーブーツ、安全靴及び脚絆（つま先、足の甲部、足首及び下腿の前半部分にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本工業規格T8125-3に適合する又は同等以上の性能を有するもの）を購入するための経費		
			⑤防振及び防切創手袋（日本工業規格T8114及びT8125-4に適合する又は同等以上の性能を有するもの）を購入するための経費		
			⑥保護帽を購入するための経費（厚生労働省が定める労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に適合したもの）（⑦及び⑧と一体的に導入するものに限る）		
			⑦イヤーマフを購入するための経費		
			⑧フェイスガード又は防護メガネを購入するための経費		
			⑨空調服を購入するための経費		
			⑩かかり木処理のためのフェリングレバー、ターニングストラップ等を購入するための経費		
			⑪作業場における相互通信をはかるためのトランシーバー、インカム等無線装置を購入するための経費		
(2) 安全衛生施設の導入	仮設トイレ、仮設休憩所、簡易シャワー室、AED等を購入及びレンタルをするための経費	安全衛生施設の導入費等	1/3以内（上限:200千円/経営体）		

※事業区分2については、上記内容を全て必須事項として取組むものではない。事業実施主体が自ら作成した林業労働災害防止計画を遂行する上で、必要となる内容について取組むものとする。

年度（ 年度）労働安全性向上対策支援事業(変更)計画書

1 事業実施主体					
事業実施主体	フリガナ（ ）				
代表者職氏名	フリガナ（ ）				
所在地	〒				
消費税の課税方式	<input type="checkbox"/> 一般課税 <input type="checkbox"/> 簡易課税 <input type="checkbox"/> 免税				
2 連絡先					
担当者職氏名					
電話／FAX					
E-Mail					
3 事業費積算及び補助額（単位：円）					
事業の内容	実施内容	規格(名称)	数量	単価（税抜）	事業費
総合計	総事業費				
	負担区分	安全装備品県補助額（総事業費／2、上限100千円）			その他
		安全衛生施設県補助額（総事業費／3、上限200千円）			その他
		県補助合計額			その他

※消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。
 ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

年（ 年）年度 林業労働災害防止計画書

事業実施主体 _____
 代表者職氏名 _____
 安全管理者氏名 _____

作業員数 : 男 _____人、女 _____人、計 _____人
 (内通年雇用) : 男 _____人、女 _____人、計 _____人
 作業内容 : 植付 下刈り 切捨間伐 搬出間伐 皆伐

取組内容	目標	実施項目	年間計画スケジュール												実施項目に対する現在の評価 (完了届提出時に入力)	備考
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

※労働安全性向上対策支援事業を実施する場合に添付すること。
 ※完了届提出時に安全講習やパトロール等の資料や状況写真について添付すること。

別記第3号様式【第6条・第8条関係】

第 号
年 (年) 月 日

(申請者名) 様

熊本県知事 印

年度 (年度) 林業労働災害防止対策強化事業実施 (変更) 計画
承認について (通知)
年 (年) 月 日付け 第 号で申請のありましたこ
のことは、承認します。

なお、下記のとおり補助金額を (変更) 内示しますので、補助金 (変更) 交付申請書
を 年 (年) 月 日までに提出してください。

記

補助金 (変更) 内示額 円

別記第4号様式【第11条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
(事業実施主体)
氏名

年度 (年度) 林業労働災害防止対策強化事業の補助金交付決定前
着手承認申請書
このことについて、 年 (年) 月 日付け 第 号で承認の
ありました 年度 (年度) 林業労働災害防止対策強化事業実施計画に基づき、
下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので熊本県農林水産業振興補助金等交付要
項第9条の1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付決定前に着手が必要な理由

2 着手の計画

事業区分	事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、この損失は事業主体が負担する。
- (2) 交付決定を受けた額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第5号様式【第11条関係】

第 号
年（ 年） 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事 印

年度（ 年度）林業労働災害防止対策強化事業の補助金交付決定前
着手承認通知書
年（ 年） 月 日付け 第 号で承認申請のありまし
たこのことについて、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定によ
り承認したので通知します。

別記第6号様式【第12条関係】

第 号
年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
(事業実施主体)
氏名

年度 (年度) 林業労働災害防止対策強化事業着手届
年 (年) 月 日付け 第 号で補助金交付決定の
ありました 年度 (年度) 林業労働災害防止対策強化事業について、下記の
とおり着手しましたので、林業労働災害防止対策強化事業実施要領第12条の規定によ
り提出します。

記

事業区分	事業内容	事業費 (円)	着手年月日 完了予定年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

別記第7号様式（その1）【第14条関係】

第 号
年（ 年） 月 日

熊本県知事 様

住所
(事業実施主体)
氏名

年度（ 年度）林業労働災害防止対策強化事業完了届
年（ 年） 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあ
りました 年度（ 年度）林業労働災害防止対策強化事業について、下記
のとおり完了しましたので林業労働災害防止対策強化事業実施要領第14条の規定
により提出します。

記

1 完了の内容

事業区分	事業内容	事業費（円）	着手年月日 完了年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

別記第7号様式（その2）【第14条関係】

第 号
年（ 年） 月 日

熊本県知事 様

住所
(事業実施主体)
氏名

年度（ 年度）林業労働災害防止対策強化事業一部完了届
年（ 年） 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあり
ました 年度（ 年度）林業労働災害防止対策強化事業について、下記1のと
おり一部完了しましたので、林業労働災害防止対策強化事業実施要領第14条の規定に
より提出します。

つきましては、下記2の理由により事業全体の完了前に使用したいので、完了部分に
ついて確認検査をお願いします。

記

1 一部完了の内容

事業区分	事業内容	事業費（円）	着手年月日 完了年月日	備考
			年 月 日 から 年 月 日 まで	

2 事業全体が完了する前に使用する理由

3 添付資料

- (1) 一部完了した事業を確認できる書類及び写真
- (2) 一部完了した事業の契約書等金額を確認できる書類

確認検査調書

事業名	
事業実施主体	
事業費（補助金額）	円（ ）円
交付申請年月日	
交付決定年月日	
交付決定番号	
事業着手年月日	
事業完了年月日	
完了検査年月日	
検査立会人	
<p>○検査所見</p> <p>上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。</p> <p>年（ ）年） 月 日</p> <p>所 属</p> <p>検査員 職・氏名 (署名又は記名押印)</p> <p>熊本県知事 様</p>	

年度（ 年度）労働安全性向上対策支援事業実績書

1 事業実施主体					
事業実施主体	フリガナ（ ）				
代表者職氏名	フリガナ（ ）				
所在地	〒				
消費税の課税方式	<input type="checkbox"/> 一般課税 <input type="checkbox"/> 簡易課税 <input type="checkbox"/> 免税				
2 事業実績					
実施内容	（方針や目標を達成するために実際に行った内容を簡潔に記載。）				
3 事業費積算及び補助額（単位：円）					
事業の内容	実施内容	規格(名称)	数量	単価(税抜)	事業費
総合計	総事業費				
	負担区分	安全装備品県補助額（総事業費／2、上限100千円）			その他
		安全衛生施設県補助額（総事業費／3、上限200千円）			その他
県補助合計額				その他	

※消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。
ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

